

令和5年度第10回沖縄海区漁業調整委員会議事録

日時 令和6年1月12日(金)
午後 14時00分～15時48分
場所 沖縄県庁6階第2特別会議室

出席者

委員 13名

(会場参加)

赤嶺 博之	委員	池田 博	委員	上原 亀一	会長
大城 和夫	委員	大嶺 嘉昭	委員	八前 隆一	委員
山内 得信	委員	天方 徹	委員	新立 弘子	委員
藤田 喜久	委員				

(Web参加)

当真 聡	委員	大谷 健太郎	委員	城間 恒浩	委員
------	----	--------	----	-------	----

(事務局職員) 3名

井上 顕	(事務局長)	秋田 雄一	(主任書記)
米丸 浩平	(書記)		

(水産海洋技術センター) 2名

太田 格	(班長)	北 朋紘	(研究員)
------	------	------	-------

○事務局(井上) 皆さん、こんにちは。

定刻になりましたので、委員会を始めさせていただきたいと思います。
ウェブの参加の方、声が聞こえますでしょうか。もし聞こえたら、手を振ってください。ありがとうございます。

まず、資料の確認です。

本日の資料は、議事次第と議案書、添付資料の合計3種類でございます。不足がありましたら、お申しつけください。

それと、いつもの約束事です。携帯をお持ちの方はマナーモードの設

定をお願いします。ご発言の際には挙手の上、議長の指名を受けた後にお願いします。途中退席される際には、挙手の上、議長の許可の下、退席されてください。

本日はウェブ併用の会議となっております。会場にお越しの方は専用のマイクがありますので、スイッチをオンにしてから発言をお願いします。また、ウェブ参加の方は発言をされる際にマイクをオン、それ以外ではオフをお願いします。カメラは原則としてオンにしてください。

それから、会議の資料については、通信速度の関係もあり、画面共有しないよう進めていきますが、議題に応じて適宜画面共有して進行していきたいと思えます。

では、ただいまより令和5年度第10回沖縄海区漁業調整委員会を開催いたします。

議事に入る前に、本日の出席状況を確認させていただきます。

本日の出席状況ですが、伊良波委員、山川委員からは事前に欠席のご連絡をいただいております。会場には上原会長、赤嶺委員、池田委員、大城委員、大嶺委員、八前委員、山内委員、新立委員、藤田委員、天方委員の10名にお越しいただいております。ウェブでは当真委員、大谷委員、城間委員の3名にご参加いただいておりますので、委員の定数15名に対し13名のご出席があり、本日の委員会は成立しております。

それでは、本委員会の議事の進行につきましては、運営等規程第6条により、上原会長に以後の会議の進行をお願いいたします。

上原会長、よろしく願いいたします。

○上原議長 はい、新年です。新年明けましておめでとうございます。
(「おめでとうございます」という声、多数)

○上原議長 今年もまた1年よろしく願いをいたします。

その前、冒頭で、元日に発生しました石川県能登地方を震源とする大規模な地震により犠牲になられた方々に慎んでお悔やみを申し上げますとともに、被災された皆様に心からお見舞いを申し上げます。被災地では現在も余震が続き、多くの皆様が不安な日々を過ごされておられることが、連日報道を通して伝えられております。被災、避難中の皆様の安全と、一日も早い復興を心よりお祈りを申し上げたいと思えます。

それでは、早速ですが、議案のほうに入らせていただきます。

本日、議案は4題提案されております。また、協議事項が2題予定されておりますので、よろしく願いいたします。

審議に先立ち、本日の議事録署名人は会場参加の赤嶺委員と山内委員のお二方をお願いをいたします。

【第1号議案 浮魚礁の敷設承認申請について】

○上原議長 それでは、議事に入ります。

第1号議案 浮魚礁の敷設承認申請についてを提案します。
事務局より説明をしてください。

○事務局（秋田） どうぞよろしく申し上げます。

第1号議案 浮魚礁の敷設承認申請について。

浮魚礁の敷設及びこれを利用して行う水産動植物の採捕に関する沖縄海区漁業調整委員会指示5第3号に基づき、流失に伴う再敷設承認申請が2基分提出されておりますので、ご審議願います。また、これらのうち1基については、錯誤による未承認敷設となっていることから、警告文書を発出することについても併せてご審議願います。

では、議案書の1ページ以降をご覧ください。1ページには、委員会指示の抜粋が載せてあります。

そして、いつもの2ページのほう、全体の敷設承認のフローチャートになっております。今回、色分けしております、赤い流れで沖縄市8号、青い流れのほうで名護3号の敷設承認の流れがあります。名護3号のほう、後ほど経緯を説明しますが、錯誤によって未承認のまま敷設したことになっております。

3ページのほうに、承認申請が上がっているこれらの魚礁の位置と、それから、標識であったり、レーダーの反射板なんかの敷設状況について確認した表になっております。

続いて、4ページが現在沖縄海域に入れられている浮魚礁の敷設状況となっております。

続きまして、5ページのほうに、まずは沖縄市8号のほうから申請書と、構造図、それから、敷設する予定の魚礁と同型のものの写真と、敷設予定の海域の地図が載っております。これについて沖縄市第8号で、続いて7ページが名護3号になっておりまして、申請書と構造図、それから、8ページが、ちょっとこれはもう物が先に入れられちゃっているんですけども、敷設した場所と敷設状況の写真、それから、9ページに、すみません、解像度が少し低くなってしまったんですが、敷設した海域の地図が載っております。

続いて、10ページに敷設完了届が提出されておりますので、これも載せました。

11ページに、今回名護3号が誤って承認前に入れてしまった経緯を整理しております。どういうことだったかといいますと、今年の承認申請

期限の6月30日までに申請をして、その次の海区、7月の最初の海区で承認を得るスケジュールとなっていました。7月海区の直前7月7日に名護3号が流失しました。これを受けて、名護漁協のほうでは、今年度の申請を名護1号、2号、4号、6号、要するに3号以外の申請を出してきたんですけども、その後、10月に名護5号が流失しました。それで、今回、再敷設に当たって承認済みの5号と間違えて3号を敷設してしまったということで、敷設完了届が上がってきた段階で事務局から指摘があって、錯誤に気づいたということです。それで、今回協議書を調べて申請を出し直したところで、今回申請についてお諮りするものです。

続いて、12ページが、錯誤によるものなんですが、今年度、港川漁協さんにも同じように注意文書、警告文書を出しておりますので、同じような手続を取っております。漁協宛てに警告文書として、魚礁の管理をきちんとやってもらうようにということで作成しました。

内容を簡単に読み上げます。当委員会は、漁業法第120条第1項に基づき、水産動植物の繁殖保護、漁業権等の適切な行使及び漁場の使用に関する紛争の防止等を目的として、関係者に対し、沖縄海区漁業調整委員会指示を発出し、水産資源の管理と漁業秩序の維持に努めてきたところです。しかし、貴殿においては、下記のとおり、委員会指示の違反が確認されましたので、今後二度と違反行為を行わないよう警告します。

違反者が名護漁業協同組合代表理事組合長、安里政利さん。住所が漁協の住所となっており、違反条項が沖縄海区漁業調整委員会指示5第3号第4、下にその該当部分が抜粋されておりますが、第4が、浮魚礁は、名簿に登録された者が、浮魚礁敷設承認申請書に次に掲げる書類を添付して委員会に提出し、委員会の承認を受けた場合でなければ敷設することができないとありますので、この部分に違反したことになります。

以上で、第1号議案については2基の申請の承認と、この違反に対する警告文書の発出についてご審議を願います。

○上原議長 ただいま事務局より説明がございました。

第1号議案について、委員の皆様から何かご意見、ご質問がありましたら、お願いをしたいと思います。いかがでしょうか。

当真委員、どうぞ。

○当真委員 すみません、今、執行部の説明の中で、名護のパヤオが今年度何基かあったということなんですけれども、原因とかというのは分かっているのか。それと、原因が分かれば、その対策をしているのかどうかというところをお聞きしたいんですけども。

○事務局（秋田） 名護漁協のほうの流失の原因については、はっき

りしたことが分かっておりません。流失の対策については、かねてからロープを一定以上太くするだとか、アンカーを重くするように指導はしているところなんです、このあたりもちょっと各漁協まちまちですので、協議事項の中で、浮魚礁の委員会指示の更新について協議をいたしますが、それと併せて、今年度は浮魚礁を敷設している団体宛てに、敷設に際しての注意事項だったり、手続上の注意事項を併せて周知する予定ですので、向こうからは原因についての説明はないんですけれども、そういうことがないように指導していきたいと考えております。

○当真委員 よろしくお願ひします。以上です。

○上原議長 じゃ、天方委員。

○天方委員 特段、反対とかそういう話ではないんですけれども、本来、委員会指示違反というのはわざとやった場合、いわゆる故意で、規程があるのを知りながら敷設するというようなときに違反という例が多いんだと思うんですけれども、お話を伺っていると、今回は勘違いとか、間違いで、違反になると考えずに敷設された事案のように説明をいただきましたが、そういう場合でもこれまで委員会指示違反であるというふうにして、警告なり処分を行ってきたと、過去の事例ですね、ということなのかどうか、そのあたりのご見解をお聞かせください。

○事務局（秋田） ありがとうございます。

おっしゃるとおり、意図的にルールを破ったものについてはもちろん警告を発しているんですが、今回のように、本来ですと各漁協において管理しているパヤオを、それぞれ管理しているものがどういった状況にあるかというものをきちんと把握した上で敷設するのが正しいやり方ですので、その部分に過失があったということで注意をするところです。

事例については、今年度同じような事案で港川漁協さんのほうにも注意、警告を発しております。あと今年度は、大東と多良間のほうの漁業権に関する委員会指示の更新があったんですけれども、そちらでも毎年漁業実績を提出していただくことになっているんですが、その報告が漏れていたことについて警告を発しています。

○上原議長 はい、天方委員。

○天方委員 過去の事例等についてのご報告ありがとうございました。

私の疑問はもう一つありまして、今回、警告、これまでの事例もそうかもしれませんが、警告を出すということは、委員会指示違反であるという認定の下になされるわけじゃないですか。その違反というのは、先ほど申し上げたように間違い、勘違いでルールに抵触するようなことをしてしまう、いわゆる過失犯の場合も違反であるというふうに言って、

警告なり、その先の手続なりというルールに乗せていいのかどうかというところがいまいち定かではないので、質問した次第です。

こういうミスというか、見落とし等についてきちんと、もう二度とないようというふうな注意を発していただくのは、それは必要だとは思いますが、それが警告という形でいいのかという点の確認です。

○上原議長 事務局お願いします。

○事務局（秋田） はい、議案書のページが異なるんですが、28 ページ、29 ページをご覧くださいませでしょうか。

こちらに沖縄海区漁業調整委員会指示の違反内容と違反の程度ということで、例えば軽微な過失に当たるようなものと、承認書の不携帯、29 ページの南大東及び北大東の例だと真ん中辺りにあるんですが、承認書を携帯しなかった、うっかり忘れていたというものについても、軽微な違反という形で過失についても注意をしております。

前のページに戻って、27 ページなんですけれども、このような過失については軽微な違反ということで、初回は警告ではなくて注意ということにしているんですが、本来ですと、ごめんなさい、何度もページを行き来するんですが、29 ページのその他委員会指示の未承認、制限措置の違反等というところで、未承認に当たってしまう可能性があると考えて、この決まりどおりにいくと重大な違反ということになってしまうんですが、報告書の未提出といったような手続的な過失と捉えて、中度の違反ということでも、27 ページのほうの違反の程度と処分の内容の表によりますと、中度の違反についても初回は警告という形になりますので、文書として警告を出すのは確かに厳しいような感じはするんですが、そのあたりも考慮した上で警告文書という判断を事務局のほうではいたしました。

○上原議長 本件で、天方委員、また何かありますか。

○天方委員 今のところ、結構です。

○上原議長 はい、分かりました。ありがとうございました。

じゃ、ほかございませんか。

それでは、特にご意見等ないようでございますので、お諮りをしたいと思います。

第1号議案 浮魚礁の敷設承認申請について、これは沖縄市漁協と名護漁協の2件の承認と併せまして、名護漁協に対しては警告文書を発出するという事も併せてご承認をいただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（「はい」という声、多数）

○上原議長 はい、ありがとうございます。

ご異議ございませんので、第1号議案については提案のとおり承認することといたします。

〔第2号議案 ウミガメの採捕承認申請について〕

○上原議長 次に第2号議案 ウミガメの採捕承認申請についてを提案します。

事務局より説明をしてください。

○事務局（秋田） はい、よろしく申し上げます。

議案書14ページをお開きください。

第2号議案 ウミガメの採捕承認申請について。

ウミガメの採捕に係る沖縄海区漁業調整委員会指示5第4号に基づく採捕承認申請が1件、試験研究目的で上がってきております。このウミガメ採捕承認について、ご審議願います。

14ページには委員会指示の抜粋が載せてあり、15ページのほうに試験研究目的で今年度承認してきたものと、それから、一番下に今回の申請について整理されております。

続いて、16ページが申請書となっており、申請者は今回、一般社団法人沖縄沿海保全同友会、カール・バスティアンさんからの申請となっており、試験研究目的でアオウミガメ60頭、アカウミガメ30頭、タイマイ15頭の申請が上がっております。

調査研究の内容については、17ページに提出のあったものを載せております。実施期間は承認を受けた日から1年間、令和7年1月11日まで、採捕予定海域は沖縄島及び伊是名島周辺、採捕予定頭数は先ほど説明したとおりです。実施内容は3点ございまして、1つ目がウミガメ類の保護、こちらについては、海域へ帰還が困難な状態のウミガメをレスキューする場合。網が絡まったり、座礁してしまったものを助ける場合、一時的に捕獲して、例えば専門機関に治療のために運搬するとか、そういった採捕を伴うものについての承認申請となっております。

それから、2番目が標識放流調査、漂着個体であったり、海岸で遭遇した個体に対して、体長を測って種類を調べ、標識をつけて、その海域における移動だったり、個体数の調査を目的にしています。写真の解像度がちょっと低くなってしまったんですが、金属製のタグを胸びれの付け根辺りに装着するという計画になっております。

3番目が死亡個体の胃内容物調査ということで、ウミガメが漂流ごみを捕食して死んでしまうという事例がありますので、それに限ったわけ

ではありませんが、死亡して漂着した個体の胃内容物を調べて、人工物が出てきた場合には、こういったものが誤食されやすいのかといったことを調べて、環境教育などに活用する計画となっております。

18 ページが承認証の案となっております。今回、申請者は全部で5名報告いただいているんですが、当初、基地に在住の外国人の方の申請もありました。ただ、これについては、20 ページに参考で外規法の関係法令について資料を載せております。委員会指示がもともと漁業法に基づいて定められておりますから、委員会指示で承認を出す方については、在留資格のある方以外の外国人については承認を出すことができません。この代表のカール・バスティアンさんについては日本国の永住権の在留資格を持っている旨確認させていただいておりますので、それ以外の外国人の方については、今回残念ながら承認について見送ることになりました。

本件については以上です。

ご審議願います。

○上原議長 はい、第2号議案について説明が終わりました。

2号議案について、何かご意見、ご質問ありましたら、よろしく願いをします。

藤田委員、どうぞ。

○藤田委員 17 ページの実施計画書の1、2はいいのかな。3番目の死亡個体の調査なんですけれども、ここはこの海区で関係するところになりますか、死亡個体の扱い。まず、それが1つ。

○事務局（秋田） よろしいですか。

○上原議長 はい、じゃ、お願いします。

○事務局（秋田） 事務局よりお答えいたします。

死亡個体についても承認申請が必要ですので、ここで審議いただくこととなります。

○藤田委員 続けて、じゃ、もう一つ質問がありまして、解剖して、中身、胃の内容物、消化管の内容物を調査するという事なんですけれども、その後の処理とかというのはどうなるかというのを聞いたりされていきますか。

○事務局（秋田） はい、先方からは具体的にその後こういった処理をされるかということは伺っておりませんが、今回出す許可証には添付しておりませんが、許可証と一緒につけるかがみのほうに、海岸管理者と連絡を取って、仮にこの解剖が終わった後のものを埋設するだとか、処分する場合については海岸管理者と十分調整をした上で、トラブルの

ないようにやってもらうようにお伝えする予定です。

○**藤田委員** その解剖した後のものを所有できるのかどうかというところですか。多分、調査なので、一応できないんじゃないかなと思っていますんですけども、一応その確認です。先方が、その死亡個体を所有できる状態になるのかというのが、どうなのかを理解していますか。

○**事務局（秋田）** はい、ウミガメ類の所持、保有、それから受渡しについては種の保存法で規制されておまして、それに関する適用除外については、委員会指示など漁業関連法令において適切に許可されたものであれば、できるとなっています。この場合だと、海区委員会指示の漁業のほうの承認が必要になりますから、藤田委員ご指摘のように、研究目的で承認を得た場合は所持はできません。その旨、事務局のほうでもかがみ文の中に盛り込みたいと思います。ありがとうございます。

○**藤田委員** よろしくお願ひします。

以上です。

○**上原議長** ありがとうございます。

ほか、ご意見等ございませんか。

山内委員、どうぞ。

○**山内委員** はい、ちょっと確認ですが、アオウミガメ 60 頭、アカウミガメ 30 頭、タイマイ 15 頭で合わせて 105 頭という数ですけども、これをカール・バスティアンさんを含め 5 名で採捕したり、保護したり、研究目的のためにいろいろ調査するということのようにですけども、ほかの学生たちはタッチしない、触れることはしないということですか。

○**事務局（秋田）** そのあたりも申請があった段階で調整をしておまして、この採捕に当たる行為に対しての承認になりますから、捕まえてタグをつけるだとか、捕まえて計測するといった行為については、この承認をもらった方のみでやってください、それから、保護活動、一時的な座礁個体を海に返すとか、観察をするだとか、そういったグループ全体で行っている活動については承認が必要なものではないので、今回承認が得られない方についてはそのような活動のみにしてくださいというふうに指導しております。

○**山内委員** はい、分かりました。

結構多い数なので、多分現場では人手が要ることも起きる可能性はあると思います。そこら辺をやっぱりそれぞれが認識できているか、できるか、そこら辺、ちょっと課題はあるかな。現場見ないと分かりませんが、ご指導よろしくお願ひします。

以上です。

○事務局（秋田） ありがとうございます。

○上原議長 ほか、ございませんか。

特にないようでございますので、お諮りをしたいと思います。

第2号議案 ウミガメの採捕承認申請について、試験研究利用ということで提案をされました。2号議案については、提案のとおり承認をするということによろしいでしょうか。

（「はい」という声、多数）

○上原議長 ありがとうございます。

ご異議等ございませんので、第2号議案 ウミガメの採捕承認申請については提案のとおり承認することといたします。

〔第3号議案 スジアラ及びシロクロベラ資源の保護培養に関する委員会指示違反について〕

○上原議長 次に、第3号議案 スジアラ及びシロクラベラ資源の保護培養に関する委員会指示違反についてを提案します。

事務局より説明をしてください。

○事務局（秋田） よろしくお願ひします。

すみません、ただいま大谷委員より、会議の出席で途中退席する旨、連絡がありました。議長にお諮りしてよろしいでしょうか。

○上原議長 はい、了解です。大谷委員の退席を認めます。

○事務局（秋田） どうもありがとうございます。

○大谷委員 申し訳ありません、ちょっと急会議が入ってしまって、3時過ぎに退席をすることになってしまいました。申し訳ございません。

○上原議長 はい、ご苦労さまでした。

じゃ、続けてください。

○事務局（秋田） ありがとうございます。

第3号議案、議案書の21ページをお開きください。

スジアラ及びシロクラベラ資源の保護培養に関する委員会指示の違反について。

沖縄海区漁業調整委員会指示5第1号の第2及び第3に定める制限体長に満たない対象魚種の採捕、所持及び販売の禁止に関して、令和5年12月8日にうるま市南原漁業協同組合直売店にて違反が確認されました。本件の違反者に対し、沖縄海区漁業調整委員会指示違反に対する処分方針に基づき、委員会から警告文書を発出する事務局案についてご審議をお願いいたします。

この 21 ページの下半分に、委員会指示の骨子を説明しております。この指示の中では、沖縄海区におけるスジアラ類及びシロクラベラ資源の保護培養を図るため、漁獲体長制限を設定し、小型魚の採捕及び所持販売を制限しています。制限体長は、スジアラ類で 40 センチ、シロクラベラで 35 センチとなっております。

委員会指示の違反に対する処分方針ですが、違反者に対する処分等の種類は、口頭による注意、文書による警告、知事への裏付け命令の申請及び承認の取消しとなっております。今回違反のあったスジアラ類及びシロクラベラ資源の保護培養に係る委員会指示の所持及び販売の禁止、それから、採捕については重大な違反となっております。重大な違反に対する処分方針は、初回については文書による警告となっております。

22 ページに違反に対する手続の流れが書いてありまして、今説明させていただきました警告を発する手順が図に載っております。重複しますが、今回のような重大な違反が、1 回目については警告なんですけど、2 回目は知事への裏付け命令申請と併せて警告となっております。3 回目で裏付け命令違反ということで、漁業法の 191 条の違反になりまして、罰則が適用されることとなります。

23 ページに、違反物を採捕された方への警告文書の案が載っております。冒頭の部分は先ほどと同じですので読み飛ばしますが、違反者の氏名、住所、生年月日、役職が南原漁業協同組合の正組合員となっております。2 番の違反条項がこの委員会指示の第 2 の指示内容の違反ということで、制限サイズに満たないものの採捕となっております。3 番が違反供用船で、この方の所有する船舶で、漁法については、刺網で採捕されたものとなっております。4 番が違反事実として、違反者●●は令和 5 年 12 月 8 日午前 9 時頃、沖縄県うるま市所在、中城湾港新港地区沖合にある防波堤付近の海域で、刺網漁法により、沖縄海区漁業調整委員会指示 5 第 1 号違反であるシロクラベラ 1 匹を、違反と知りながら採捕したものであるという内容となっております。

続いて、これを販売した直売店の責任者に対する警告文が 24 ページとなっております。冒頭の部分を読み飛ばしまして、違反者が、役職、正組合員、(5) の所属漁協が南原漁業協同組合、違反条項が先ほどと同じですが、こちら、所持及び販売の禁止違反となっております。3 番の違反事実が、違反者は別記●●から同委員会指示違反のシロクラベラ 1 匹を譲り受け、違反と知った上で、令和 5 年 12 月 8 日、南原漁協直売店にて所持、販売したものである。

案 3、25 ページのほうが、所属漁協宛ての指導依頼文書となっております。

ます。内容が、貴組合に係る船舶においては、別紙写しのとおり、沖縄海区漁業調整委員会指示の違反が確認されましたので、違反者に対し文書で警告を行ったところです。つきましては、今後二度と違反行為を行わないよう指導をお願いしますという内容になっております。

続いて、26 ページに今回の違反の概要を、取締りのほうから報告を受けた内容を整理して記載しております。

1 番に経緯が載っております。取締監督吏員、はやての船員なんですが、直売所のほうに行った際に違反の漁獲物を現認したため、職務質問したという経緯になっております。こちらがその写真で、全長制限 35 センチのところ、全長約 28 センチのシロクラベラが陳列されておりました。

(2) ▲▲に対し、委員会指示に違反したシロクラベラ 1 匹を所持していることについて質問したところ、違反と知った上で譲り受け、自身が責任者を務める直売店にて所持、販売したものであることを認めた。誰々に対して、同違反物の採捕者について質問したところ、●●と回答したため、組合長の案内で徒歩で南原漁港内、採捕者●●がいる場所へ移動した。●●へ漁業監督吏員であることを告げ、直売店にて販売していた委員会指示違反のシロクラベラ 1 匹を採捕したか職務質問したところ、全長制限違反と知りながら採捕したことを認めた。

補足ですが、補足の情状等に関する意見等で、(1) ●●は、水産資源を守り育てるべき立場の漁業者であるにもかかわらず、自己の利益のため本件違反に及んだものである。(2) また、▲▲に対しては、令和 5 年 11 月 17 日に所属組合へ委員会指示の周知及び徹底を依頼し、承諾していたにもかかわらず、今回の違反行為に及んだことは、資源の保護培養及び職務に関する意識の欠如によるものである。

続いて、27 ページに資料 2 として処分方針、先ほど別添でも説明させていただきましたが、違反の程度と、それから処分の内容についてまとめた表になっております。

続いて、28 ページが委員会指示の違反内容と違反の程度について整理したものになっておりまして、今回の違反は 29 ページの中段上のほう、スジアラ類及びシロクラベラの資源保護の委員会指示違反ということで、全長制限違反と所持及び販売を禁止、いずれも重大な違反となっております。

以上で本件について説明を終わります。

ご審議のほどお願いいたします。

○上原議長 ただいま第 3 号議案について、事務局より説明がありま

した。

本件について何かご意見、ご質問等ありましたら、お願いをいたします。

池田委員、どうぞ。

○池田委員 委員会指示違反ということは本当にもう認めているところでありましてけれども、ただ、漁法の中で、これ、刺網ということになっておりますけれども、刺網を張った場合に、それ以外、体長がそれに満たないものもかかることはあるんですね、これ、実際その漁法であった場合。そうした場合に、例えばその体長未満のものが生きているのであれば、そこで放すことも可能だと思っておりますけれども、刺網は大体死んでいるものが多いんですね。例えば、夕方に張って、翌朝に引き上げるというのがほとんどなんで、ほとんど死んでいると思っておりますけれども、そうした場合、その処理の在り方、この辺は事務局としてはどう考えておられますか。ちょっと教えていただければと思います。

○上原議長 事務局、お願いします。

○事務局（秋田） お答えいたします。

この議論については、委員会指示の設定当初から課題にはなってきたところですが、その上でも、漁業者の方には理解をいただいてきたと考えておりますが、どうしても死んだ状態で水揚げされてしまったものについては、原則としてはやっぱり投棄というか放棄ということになっているんですけれども、簡単にそれを捨てることについては、また廃棄物の遺棄、漏せつにもつながりますので、委員会の指導としては、お金にするなということをご指導しているのが現状です。

○上原議長 はい、どうぞ、池田さん。

○池田委員 例えば、今おっしゃったように、死んでいるものを海上に放棄した場合は、これまた保安庁の問題でひっかかるわけですよね。そういったこともありますので、その辺のところもしっかりと当委員会としては指導されるべきではないのかなというふうに感じました。

○事務局（秋田） ありがとうございます。繰り返しにはなりますが、やはり流通させないことが委員会指示の維持、それから、この当人以外にも関係する流通関係においてもやっぱり秩序を守る上で重要になってきますので、流通させないというところをしっかりと指導、周知していきたいと思っております。まずは捕らないことが第一ですが。ありがとうございます。

○上原議長 はい、山内委員。

○山内委員 この摘発された経緯をもうちょっと知りたいんですが、

たまたま監督吏員が行って見つけてしまったのか、それとも、何かそういう情報があって、常態化した状態でいつもそういう 35 センチ未満のものを水揚げしている実態があったのかどうか、そこら辺、ちょっと知りたいんですけども。

○事務局（秋田） お答えします。

こちらについては、今年度からこの委員会指示、遊漁者とか所持販売についても適用になっているんですが、それ以前からやはり海域の特性とか漁法の特性上、小さいものが捕られることが多かったので、協力の呼びかけをしてきた経緯があります。その上でも、やはり陳列が度々あったものですから、県のほうから注意だったり、協力の依頼をしてきたところなんですけど、なかなか聞き入れてもらえなかったところ、通報もありまして、確認に行ったところ、やはり現地で販売が確認されたという経緯があります。

○山内委員 もう一ついいですか。

○上原議長 はい、どうぞ。

○山内委員 池田委員もおっしゃっていましたが、網で捕る場合はもうほぼ不可抗力、選別できないということがありますので、そもそも網漁業を認めて、それで叱るという、そういうこと自体がこういうことを招いてしまうわけですから、（網漁業については）やっぱり何らかの規制というか、そういうのが必要だとなってくるのではないかなと思っておりますけれども、ご検討をお願いします。

○事務局（秋田） ありがとうございます。

○天方委員 よろしいですか。

○上原議長 天方委員、どうぞ。

○天方委員 先ほどの話とも関連する件なのかなと思うんですが、今、池田さん、山内さんもおっしゃったように、刺網で漁をしてしまえば小さい個体もかかって、それが死んだ状態で、逃がせない状態で上がってきてしまう可能性を避けられない漁なわけじゃないですか。その漁を認めて、その中に小さい個体が入ってきたのを、違反であるといって、その採捕自体や、流通させることを規制するというのは大分何か、採捕そのものではなくて、捨てれば採捕を問題にしないわけじゃないですか。なので、じゃ、自分で食べた場合はどうするのか。親戚に渡して食べた場合、無償で渡したらどうなのか。どこからを委員会指示違反として規制していくのかが、大分恣意的になってしまうんじゃないのか、このままだと。なので、有償での流通の規制が資源を守るんだと。これはおっしゃるとおりだと思う。であれば、有償の流通を規制すればいい話なの

かなと。

それができるのかどうかは別にして、もう少しこのあたり丁寧に規制をするなり、取り締まるなりしないと、今言ったように、じゃ、何十人かで宴会で、そこで出して食べていいのかとか、よく分からないことになっても、漁業者の皆さん困ってしまうのかなと思うので、そのあたりは今後議論していければいいのかなと思います。

○事務局（秋田） はい、すぐにご返答を差し上げるのは難しいので、今の意見も踏まえた上で、今後も検討していきたいと思います。ありがとうございます。

○上原議長 ほか、ございませんか。

特にないようです。今、課題、ご指摘等が何件かございましたが、継続で検討されるということだと思います。

ただ、議案の決を取らせていただきますが、第3号議案について、採捕者、あと、所持販売者、あと、漁協に対して警告と依頼文を発することについて、事務局提案のとおり承認をしてよろしいでしょうか。

（「はい」という声、多数）

○上原議長 ありがとうございます。

ご異議ないようですので、第3号議案については事務局提案のとおり承認することといたします。

【第4号議案 ソデイカの採捕に係る委員会指示の違反について】

○上原議長 次に、第4号議案 ソデイカの採捕に係る委員会指示の違反についてを提案します。

事務局より説明をしてください。

○事務局（秋田） よろしくお願ひします。

議案書の31ページをお開きください。

第4号議案 ソデイカの採捕に係る委員会指示の違反について。

沖縄海区漁業調整委員会指示5第7号の第2に定める沖縄海区におけるソデイカの採捕禁止期間に関して、これに違反した操業が疑われる事案の報告がありました。そこで、漁業取締監督吏員により、令和5年12月26日に当該案件の被疑者に事情を聴取したところ、違反事実を認めたものです。

本件の違反者に対し、沖縄海区漁業調整委員会指示違反に対する処分方針に基づき、委員会から警告文書を、違反者の所属漁業協同組合に対しては指導依頼文書をそれぞれ発出する事務局案についてご審議を願ひ

ます。

31 ページの下段のほうには、先ほどと同様にソデイカの委員会指示の禁止事項の抜粋があります。禁止期間ですけれども、令和5年10月1日から同年11月30日まで及び令和6年6月1日から同年9月30日までの間、ソデイカを採捕してはならないとありまして、今回の違反は11月30日、禁止の最後ぎりぎりのところで違反が確認されたものです。

下も先ほどと同様ですが、違反に対する処分の方針です。ソデイカの採捕に係る委員会指示の採捕禁止期間違反については、重大な違反に該当しており、重大な違反に対する処分方針は、初回については文書による警告となっております。

続いて、32 ページに違反者宛ての警告文、33 ページに組合宛てのものとなっております。組合宛てのものについては先ほどと同様ですので、32 ページの違反者宛てのものについて少し説明いたします。1番、違反者、こちらは違反者の氏名、住所、生年月日、それから役職が佐敷中城漁業協同組合の正組合員と記載されております。2番が違反条項で、先ほどの禁止期間違反、3番が違反した方の供用船についての情報となっております。4番が違反事実となっております、漁業者●●は、法定の除外事由がないのに、同人が所有する漁船●●丸（漁船登録番号ON2- ）に乗り込み、禁漁期間中である11月30日に北緯約26度50分、東経約131度30分付近の沖縄海区内で旗流し漁法によりソデイカを採捕し、沖縄海区漁業調整委員会指示5第7号第2に違反したものであるとあります。

34 ページをお開きください。

今回、違反者に対して行った漁業指導についてということで、取締船のほうで被疑者の方に対してお伺いした内容を整理したものになっております。経緯ですが、令和5年12月1日、●●漁協より、北大東島の北約50海里付近を航行中の漁業者から、禁漁期間中の沖縄海区内でソデイカ船2隻が旗流し操業をしていて、画像も記録したという連絡がありました。提供を受けた画像データからは、漁船の航海計器に表示されたアルファベット表記の船名が確認できるのみで、漁船の特定につながる情報が不足していたことから、漁船登録台帳から被疑船を推察し、被疑者が所属する佐敷中城漁業協同組合へ違反事実について本人へ確認するよう求めたところ、違反者が違反していたことを認めている旨回答があったため、同年12月26日に沖縄県庁10階海区漁業調整委員会室で、同人に対する漁業法第128条第3項に基づく質問（事情聴取）を行いました。

当初、通報した漁業者からの情報では、別の漁業協同組合のソデイカ

船2隻が禁漁期間中の11月30日に沖縄海区の水域で操業していたという内容であったため、所属漁業協同組合を通して両漁業者に聞き取りを行ったのですが、双方とも奄美海区内で操業していたと証言したため、違反事実の確認はできませんでした。また、組合としては、普段から漁業者に対し、海区委員会指示を遵守するよう指導をしているという旨の回答がありました。

ここから下は、聴取内容です。違反者は、11月19日に中城湾港（馬天地区）を出港後、同月21日に喜界島東約50海里の水域に到着、一、二回操業した後、喜界島へ入港した。11月25日頃、喜界島を出港し、入港前と同じ水域で操業したが、イルカが集まってきたことに嫌気して、南へ2日ほど移動し、北大東島約50海里（北緯26度50分）付近に到着した。ただ、このとき、違反者はその水域が沖縄海区である認識なく、当日の日付についても確認しないまま、当該水域で操業を行ったが、本件通報者の情報から、その日が11月30日であることが後に判明した。聴取の際、操業水域付近を印刷した海図を見せ、操業位置を示すようただしたところ、違反者は別紙操業位置図へ記憶していた操業水域を記載した。

本件違反について、違反者の供述どおりであれば、過失による可能性が高く、故意や悪質性は低いと考えられるが、海区の範囲や操業日時を確認していない等、違反者の不注意によるところも大きく、法令軽視の兆候も見られる。また、現在、ソデイカ漁業については取締り強化を求める声も数多くあり、違反者に対する厳正な対処が求められる。

なお、端緒となった他の2隻のソデイカ漁船について、本件違反者から操業中の周辺漁船について問いただしたところ、操業時に周辺に向け無線発信を行ったが応答がなく、AIS等にも映らなかった、目視でも確認していないと回答したというものです。

資料2は、先ほどと同じで、今回の違反に対する警告の内容、それから、36ページ、37ページが委員会指示違反の内容と違反の程度についてまとめた表です。

それから、38ページ、39ページに今回の委員会指示が記載してあります。今回の違反に関して、警告文書を出す案についてご審議願います。

以上です。

○上原議長 ただいま第4号議案 ソデイカの採捕に係る委員会指示の違反について、説明がありました。

本件について、委員の皆様からのご意見、ご質問等がありましたら、よろしくお願ひいたします。

○山内委員 会長、いいですか。

○上原議長 はい、山内委員、どうぞ。

○山内委員 私も漁業者ですので、あまり厳しいことは言いたくはありませんけれども、解禁日が12月1日ということで周知されていると思いますが、12月1日から操業ができるという解釈をすると、その前に出港するというのは当たり前前の判断だと思うんですよ、自然な判断だと思うんですね。そういうことから、漁場に着くまでは、ちょっと遠いところだったら、1日ちょっとかかる。そうすると、二、三日ぐらい先に行ってもいいんじゃないか。誰もいないから、縄入れて旗流しして操業する。そういうことが得てして起こり得るんじゃないかなと思っています。

ですので、12月1日から操業できるというルールになっているんです。出港日もちゃんと設定したほうがいいんじゃないかと。そうじゃなければ、ちょっとざるっぽいですよね、このルールが。そもそもずっと以前の海区漁業調整委員会的时候にも意見をさせていただいたんですけれども、沖縄ルールの効力が発生している、効力がある海域はどの範囲なのか、線引きもない、具体的には。一種船だったら100海里以内というのは考えられますけれども、じゃ、二種船だったらどうなんだ。そこら辺の沖縄のソデイカに係る委員会指示の効力、この漁場の設定がされていない。それも欠点としてあるのではないかなと思っています。

まだまだ見直す余地はあるのかなというふうには考えてはいるんですが、ほかの皆さんのご意見も聞きたいかなと思っています。

○上原議長 事務局、お願いします。

○事務局（秋田） ありがとうございます。

まず、1点目の出港日も指示の中に定めるという点については、それが可能かについても検討した上で、今後の課題として検討させていただきたいと思います。

それから、2点目の海区の線引きについてなんですが、これについてはかねてから問題になっております。全国、海区については線引きがないのが現状です。しかし、今回の件、なぜこれで委員会指示違反として対応したかというところなんですが、水産庁とも何度か調整をして、これまで沖縄海区がこの委員会指示を発した当初から、沖縄海区内でルールを守ってくださいと周知をしてきた資料が、この27度線を明示した上で示してきたという事実があることを鑑みれば、それをもって沖縄海区内での操業違反として指導することは問題ないというふうに水産庁から回答を得ましたので、今回確認に至った経緯があります。

○山内委員 経度。緯度が27度。経度は。

○事務局（秋田） 経度については、同じように線引きがあるわけじゃないんですが、特に奄美海区との境界については、硫黄島島の件もありますし、与論島については、与論島の共同漁業権が27度線を突っ切っ
てしまっていて、単純にそこは線引きできないところもあって非常に難しいんですが、今回の違反場所については紙媒体であったり、インターネットで公表してきた資料の中で明示してきた線引きの沖縄側ということで、これは明らかにもう周知をしてきたものへの違反だろうという判断で対応しました。

○上原議長 経度はないんだよね。

○事務局（秋田） ないです。

○上原議長 どうぞ。

○山内委員 なかなか線引きは難しいんだろうなとは思えるんですが、今後、漁場も遠方になってきつつあるということもあります。船もまた大型化しているという、小型二種、第二種を取得して公海上に出ることも考えられます。そのときは、沖縄のソデイカに係る資源管理のルールとか海区調整委員会指示というのは、効力はあるんですか。

○上原議長 事務局。

○事務局（秋田） 沖縄海区委員会指示の効力が及ぶ範囲ということでしょうか。

○山内委員 そうということです。

○事務局（秋田） 海区委員会指示はあくまでやっぱり海域に対して制限されているものですので、その沖が何海里までかということについては非常に難しい問題になってきております。ですので、沿岸についてはもちろんスジアラ、シロクラベラの指示みたいに明確なんですけど、この沖の漁業については委員会指示のやはり問題、課題の1つとして認識はしておりますが、この現在の指示の定め方によって、適用範囲が明確にならないという点については事務局のほうでも難しい部分として認識はしております。

今後は、指示の出し方というか、違反の、ちょっとすぐにはっきりお答えしにくいんですが、そういった点も確認しながら、よりよい指示にしていけたらと思います。

○山内委員 もう一つ。

○上原議長 はい、どうぞ。

○山内委員 そこら辺がかなりこの部分の脆弱性を示しているところじゃないかなと思ってるんですが、100海里以内だったら小型第一種

で航行できますから、その範囲が恐らく沖縄のルールの効果のある範囲かなと思いますが、絶対今後、値段もいいですから、より沖合に出て、沖縄ルールの適用外のところの海域で漁獲、採捕するということは近々に起こり得ることだと思います。そういった動きがある中で、ルールが間に合っていないということになると、結局もともとのルールも瓦解してしまうんじゃないかなという危惧をしております。そこら辺はもう少し整理して、関係団体、業界で、申合せ程度のことでもいいですけども、ちゃんとしておく必要があるんじゃないかなと感じておるところです。

○上原議長 じゃ、事務局。

○事務局（井上） すみません、ご指摘ありがとうございます。

この件、特に奄美との境界線については今後先方のほうとも話し合いながら、進めていきたいと思っております。また、実際にどこまでというのは、事務方のほうも今後のこのソデイカの規則に関して、業界ともいろいろと話し合わないといけないということは重々承知しておりますので、またご指導よろしく願いいたします。

○上原議長 課題としてでいいですか。

はい、八前委員。

○八前委員 今の山内委員のに少し足したいというか、一応この今回の指導の中で、違反者は11月19日に出港したんだと。山内委員が言う、12月1日からだから、11月19日に出るというのは早いよねというのは、多分お互い認識はあるところだと思います。この中で、奄美海区内で操業していた、これは違反ではないということを確認したということは、今おっしゃられた27度より北側でやっているから、沖縄海区の違反ではないですよということだと思うんですけども、奄美のルールは11月だからという認識で奄美に行けばいいという考え方の中で出港されたのかな。それが、奄美と調整をして、資源を保護していこうという取組の中で、じゃ、沖縄の船が200隻、300隻、27度を越えたところで仕事をしてもいいのかというところについては、海区では何も言えないという、多分これは以前にそういう話があったと思うんですけども、今後こういうことが、要は漁業者の耳に入って広がっていくと、奄美海区と資源保護を目的にしてやろうとしてきたことが根本的からゼロになってしまう可能性もあるので、ここのところは今後のことを考えて、やっぱり早く奄美海区と調整をしてもらいたいというのは意見として言っておきたいと思います。

以上です。

○事務局（秋田） はい、ご意見承りました。2月に事務局レベルで奄美海区とは話をする予定になっております。先方との調整はこれからですが、本件も含めて情報共有しながら、よりよいルールをつくっていただけるように事務局一同努力してまいりますので、よろしくをお願いします。

○上原議長 はい、ほか。

○当真委員 議長。

○上原議長 はい、当真委員、どうぞ。

○当真委員 すいません、意見じゃないですけども、ちょっと自分も3時から別件が入っていて、退席をお願いしたいんですが。

○上原議長 はい、了解です。退室を認めます。ご苦労さまでした。

○当真委員 失礼します。

○上原議長 ほか、ございますか。

海区の委員会指示の及ぶ範囲も含めて、今後の課題として大きくありますので、この件については事務局のほうもしっかり調整をしていただければと思います。多分、小型船舶の一種船とかは、船舶安全法で100海里以上出ちゃいかんとかいうところがありますが、二種船になるとどこまで行っていいのか。どこまで及ぶのかとなると、やっぱりその辺はしっかり線引きをしないけないんだろうなというふうな課題はあるかと思えます。そこは課題としてしっかり今後取り組んでいってもらえればと思います。

特にそれ以外の意見がないので、委員会指示の違反に対する警告文書を出すことと、所属漁協に対して指導依頼文を出すことについてお諮りをしたいと思いますが、本件、事務局提案のとおり承認をいただくということでよろしいでしょうか。

（「はい」という声、多数）

○上原議長 ありがとうございます。

ご異議ないようですので、第4号議案については事務局提案のとおり承認をすることといたします。

〔協議事項1 スジアラ及びシロクロペラ資源の保護培養に関する委員会指示の更新について〕

○上原議長 次に、協議事項なんですが、スジアラ及びシロクロペラ資源の保護培養に関する委員会指示の更新について、以降、事務局から説明をしてください。

○事務局（秋田） よろしくをお願いします。

議案書 40 ページをお開きください。

今回、今年度で失効する委員会指示が 2 件ありまして、協議事項の 1 と 2 でそれぞれ取り上げております。1 つ目がスジアラ及びシロクラベラ資源の保護培養に関する委員会指示の更新についてとなっております。当該指示については、令和 6 年 3 月 31 日をもって有効期間が終了することから、新たな委員会指示を発動する必要があります。

更新に当たって、事務局から令和 5 年 4 月以降の本指示の周知状況や違反等への対応状況について報告させていただいた上で、水産海洋技術センターよりスジアラ及びシロクラベラの資源状況等について報告いたします。これらの報告を受けた上で、次期委員会指示の内容や課題について協議願います。

また、協議の上は、次回委員会、2 月 9 日開催予定ですが、こちらにおいて事務局から新指示案を提案させていただく予定です。

下のほうに委員会指示の抜粋が載せてあります。先ほどの委員会指示違反の件もありましたので、このあたりは割愛させていただきます。

41 ページに、今年度、正確には今年に入ってから、この指示が発動以降の周知状況について整理した表となっております。

議案書の 43 ページに見本が載せてあるんですが、ポスターとチラシを作成しまして、こちらを 41 ページの表に整理してある行政機関であったり、コンビニ、市町村、それから、水産関係団体などに配付して周知を図ってきました。それ以外にも、メディア等での周知として、2 月 10 日に記者懇談会、3 月に県のツイッターアカウントからの情報発信、同じく 3 月に県広報番組の「うまんちゅ広場」での情報コーナーで紹介、それから、4 月 24 日、県政記者クラブへの取材依頼、7 月にはラジオに出演させていただく機会があり、そちらで紹介してまいりました。それから、今年、令和 6 年の水産課の監修カレンダー、毎年好評をいただいておりますお魚カレンダーについても、スジアラとシロクラベラのページでは委員会指示の内容を掲載しております。

それから、42 ページの 2 番、違反等への対応状況について。7 月 4 日、鮮魚店において制限対象未満のシロクラベラ所持・販売について、8 月の委員会において警告処分を決議しました。12 月 8 日、今回、南原でのシロクラベラの違反について、警告処分を先ほど決議いただいたところです。それから、警告には至っていませんが、八重山地区から制限体長未満のスジアラが県漁連及び那覇地区の地方卸売市場に出荷された事例が報告されており、八重山漁協から関連仲買や漁業者に対して指導を行っていただきました。また、それでも改善されなかった漁業者 1 名に対

しては、漁協から本人に直接指導を行っております。ただ、この件については取締監督吏員が現認をしておりますので、口頭の注意・指導のみとなっております。

3番で、今年度から対象となった先島地域での指導状況、普及指導員からの報告を整理しました。宮古地区では、漁協や振興センターからの聞き取りで、違反についてはあまり聞かない、漁協では令和3年頃から自主的に体長制限を始めており、漁業者の資源管理意識も比較的高いという報告をいただいております。

八重山漁協においては、漁協へ持ち込まれた漁獲物を制限体長のサイズに切った棒で計測して、チェックしているとのこと。それから、水技の石垣支所が市場調査で市場を回っていますので、その際に違反物を発見した際は、漁協のほうに報告しているということでした。

それから、漁協以外で鮮魚を扱う業者は石垣のほうには何軒かありますので、そちらの業者のほうに対しても漁協から水産課作成のこのチラシをお配りして、周知をしていると。それから、振興センターのほうでは、遊漁船の漁業者に対して、遊漁船登録や更新、それから、保険の更新などで連絡を取ったり、手続きにいらっしゃった際にチラシをお渡しして周知を図っているということです。

事務局からは以上ですが、今回、水産海洋技術センターのほうから資源解析の結果について説明をいただくことになっております。

画面共有の準備をしますので、少しお待ちください。

それでは、水産海洋技術センターのほうから、スジアラとシロクラベラの資源動向と体長制限効果について説明をいただきたいと思っております。よろしくお願ひします。

○水技センター（北） ご紹介ありがとうございます。水産海洋技術センターの北と申します。今回、スジアラとシロクラベラの資源動向と体長制限効果についてご紹介させていただけたらと思っております。

次のページを開いていただいで大丈夫でしょうか。

まず、スジアラとシロクラベラの体長制限の背景なんですけれども、資源の不合理利用や生息環境の悪化に伴い、資源量の減少が懸念されたことで、2003年から小型魚の漁獲制限が本島北部海域で始まりまして。このときは自主管理でしたが、2015年から委員会指示へと移行して、対象海域が徐々に拡大していったという背景があります。今年度からは指示対象がさらに拡大しまして、沖縄県全域において、全長40センチ未満のスジアラ類、全長35センチ未満のシロクラベラについて、採捕・所持・販売が禁止されています。

次のページをお願いします。

このように、体長制限に取り組んでいる期間というのが海域ごとに異なっていて、北部海域では 2003 年から、東部海域では 2019 年から体長制限に取り組んでいるというふうになっています。そこで、市場の体長測定データを基に、海域ごとにスジアラとシロクラベラの資源量を推定するとともに、体長制限の履行率を算出して海域間で比較しました。そして、体長制限の効果を検証しました。

初めに、こちら、各海域におけるスジアラとシロクラベラの漁獲量の経年変化についてなんですけれども、縦軸が漁獲量で横軸が年で、左側のグラフがスジアラ、右側のグラフがシロクラベラで、上側のグラフが北部、下側のグラフが東部海域の漁獲量をそれぞれ表しております。

左側のグラフで示したスジアラについて見てみると、北部、東部海域共に 2000 年代初期までは減少傾向が、漁獲量の減少傾向が見られていますが、その後、変動はあるものの、横ばい傾向を示しています。

右側のグラフで示したシロクラベラについては、北部海域ではサイズ制限による自主管理開始後に増加傾向となっています。一方で、東部海域では変動しながら減少傾向を示しています。

次のページなんですけれども、次のページではスジアラの資源量の推定結果と、簡易な資源量の指標値である C P U E の結果を示しています。左側の縦軸が資源量、右側の縦軸が C P U E となっていて、横軸が年を示しています。左側のグラフが北部海域の資源量と C P U E、右側のグラフが東部海域の資源量と C P U E をそれぞれ示しています。

まずは、棒グラフで示している資源量について見ていくと、北部海域では自主管理期間開始後に増加傾向が見られています。一方で、右側のグラフの東部海域でも増加傾向が見られています。ただし、直近年はやや減少傾向が見られます。

続いて、赤い折れ線グラフで示した C P U E についてなんですけれども、北部海域、東部海域共に委員会指示後には上昇傾向が見られるという結果が得られています。

次のページは、これもスジアラの結果と同様に、シロクラベラの資源量と C P U E を解析した結果を出しています。

シロクラベラの資源量については、左側に示した北部海域では自主管理期間に増加傾向を示していて、委員会指示後には横ばいとなっています。右側のグラフで示した東部海域では、委員会指示後に増加傾向を示しています。

C P U E についても、北部海域では自主管理期間、委員会指示期間と

もに上昇傾向であり、東部海域でも委員会指示後に増加傾向になっており、シロクラベラについては体長制限を始めた期間から資源量が増えているということが確認されています。

次のページをお願いします。

続いて、体長制限を解除した場合と継続した場合、将来の資源量がどのようになるのかというのを解析しています。縦軸が資源量で、横軸が年を表していきまして、左側のグラフが体長制限を解除した場合、右側のグラフが体長制限を継続した場合の結果となっています。青色の線で示しているのが、先ほどのページまでの資料で示した資源量の推定値となっておりまして、オレンジのグラフが将来の予測結果となっています。

スジアラの場合は、資源量は体長制限を解除した場合でも継続した場合でも、3年ほど減少した後に増加に転じるというふうに予測されました。しかし、この10年後の資源量というのを比べてみますと、体長制限を継続した場合のほうが2.8トン増加するという予測されました。このため、資源量を増やすためには体長制限の継続が必要であると考えられます。

次のページをお願いします。

シロクラベラについても、先ほどのスジアラと同様に体長制限を継続した場合、解除した場合の資源量がどのようになるかを解析しています。シロクラベラについては、左側のグラフの体長制限を解除した場合には資源量は緩やかに減少して、10年後には約9.6トン減少するという予測が得られました。一方で、右側のグラフの体長制限を継続した場合には、資源量は増加傾向を示して、10年後には14.1トン増が見込まれました。シロクラベラについても、資源量を増やすためには体長制限の継続が必要であると考えられます。

次のページをお願いします。

ここまでの解析では、体長制限が将来の資源量増大に寄与するというのを報告してきたんですけども、実際に漁獲量が増えるのかというのをこちらのグラフで示したとおり解析しています。縦軸が漁獲量で、横軸が年で、青色の線がこれまでの実際の漁獲量で、緑色の線で示しているものが体長制限を維持した場合の漁獲量の予測値、赤色の線で示しているのが体長制限を解除した場合の漁獲量の予測値となっています。

左側のグラフ、スジアラになるんですけども、スジアラの場合、体長制限の有無にかかわらず、漁獲量はほとんど変わらないという結果が得られました。

右側のシロクラベラについては、制限を解除した場合のほうが漁獲量

が2.9トン増加すると予測されました。

まとめると、体長制限継続によって、漁獲量を減少させずに資源を増やすことができると考えられ、シロクラベラの場合は漁獲量の増加も期待できるという結果となりました。

次のページをお願いします。

ここまでの解析で、体長制限の資源増大効果を説明してきたんですけども、管理の実効性を高める上では、この制限の遵守というのは必要になっています。そこで、北部、東部海域における制限サイズ未満の漁獲率を市場での体長測定データから算出した結果が、こちらとなっています。縦軸が割合で、横軸が年、緑色が北部、オレンジ色の線が東部の結果を示しています。

まずは左側のスジアラについて見てみると、両海域ともにこの制限の導入後に体長制限未満の漁獲率というのが減少しています。この両海域とも、委員会指示となった2019年以降の4か年の平均の体長制限未満の漁獲率というのを見てみると、北部で0.7%、東部で15.7%と、東部のほうが体長制限未満のスジアラを多く漁獲しているという結果となりました。

右側のシロクラベラについても、制限の導入と同時に制限サイズ未満の漁獲率というのは減少しているんですけども、2019年以降の平均漁獲率というのが北部で1.2%、東部で25.6%と、東部のほうがこちらも高い結果になっています。なので、依然として東部海域が制限サイズ未満の漁獲率が高いため、ルールへの遵守が必要となっています。

次のページでは、先ほどまでの結果をまとめたページとなっています。こちらをまとめると、制限の継続で資源量が増えて、シロクラベラについては漁獲量が増えてきていることを考慮すると、資源の増加、維持のためには制限の維持が必要であると考えられます。また、東部海域での制限遵守に向けた取組も必要となってきます。今年度からは指示の対象者、対象海域が拡大されたんですけども、こちらの効果についてはすぐに結果が出るものではないので、中長期的にモニタリングを続けていくことが必要になってくるかなと思われま。

以上で終わります。

○事務局（秋田） ありがとうございます。

協議事項は2件あるんですが、まずこの1つ目の協議事項について、委員会指示を現状と同じ内容で更新していくこと、それから、指示の周知などについて協議いただけないでしょうか。よろしくをお願いします。

○上原議長 具体的に、もう指示の案があるんですか。

○事務局（秋田） いえ、協議内容を踏まえて、次回の委員会で具体的な指示案を提示したいと考えております。

○上原議長 ただいま水技センターのほうから報告がありました、これまでの動向について報告がありましたが、この件について何か委員の皆さんからご質問等がありましたら、お願いしたいと思います。

藤田委員、どうぞ。

○藤田委員 データまとめていただいて、ありがとうございます。

履行率のところ、最後から2番目のページですかね。東部のほうがちょっと制限サイズ未満の、捕っている傾向にあるということなんですけれども、これは何か漁法とか、先ほど刺網とかというのあったと思うんですけれども、漁法の影響は大きいですか。北部はあんまり刺網よりも別の漁法を使うとか、何かそういった情報はありますか。

○水技センター（北） 漁法の影響はありまして、東部海域のほう刺網で漁獲している方が多いので、それで小型個体が多いというのがありますが、潜り漁法を営んでいる方でも小型個体を採捕しているという現状がありますので、全体として東部海域ではルール遵守があまりされていないのではないかなという印象はあります。

○藤田委員 ありがとうございます。

○上原議長 ほか、ございますか。

○山内委員 意見。

○上原議長 どうぞ、どうぞ。今日は意見交換です。

○山内委員 非常に根気の要る調査だとは思いますが、このようなシミュレーションをしていただいて、ありがとうございます。ただ、結論から言えば、まだまだ体長制限は継続するべきだろうと考えておりますけれども、温暖化による環境変化で、今、南方系の魚が北上しているというニュースなども時々耳にしますけれども、そういうことで減ったりはしていないかどうかというところをちょっと質問したい。

○水技センター（北） 現状、この温暖化による影響というのが明確にお答えできないんですけれども、全体としては、クルバニーアカジンと呼ばれるコクハンアラですよ、こちらの漁獲量というのが年々沖縄本島でも多くなっているんですよ。この影響で、このスジアラ、要は同じような魚なので、競合してスジアラ類が少なくなってしまう可能性もありはするんですが、現状どうなるか分からないというのが率直な感想ですね。

○上原議長 コクハンアラは増えているの。

○水技センター（北） コクハンアラは増えています。

○**山内委員** クルバニーというやつ。

○**水技センター（北）** クルバニー、はい。明確に、本当に 1900 年代ぐらいはほぼ捕られてなかったんですよ、北部海域では。ただ、もう最近だと 1 年間で 200 キロ前後捕れているという結果が得られています。

○**山内委員** コクハンアラというのは、多くは南のほうで捕れていた魚が近年、沖縄本島周辺でもよく捕れるようになったということですよ。逆に、シロクラベラとかスジアラはだんだん北上しているだけかなと。素人考えではあるんですけども、そこら辺の調査というのは水技のほうでは何か取り組んでいることはありませんか。

○**水技センター（北）** 我々のほうでは取り組んではいないんですが、シロクラベラについてはまだ調査できていないです。スジアラに関しては、八重山の水産技術研究所、国の研究所の方たちが取り組んでいまして、スジアラに関しては分布が北上しているという傾向は見られているというのは伺っています。

○**山内委員** ありがとうございます。やっぱり全国のニュースを聞いても、今、福岡辺りでも熱帯魚が泳いでいるとか、7 時ぐらいのニュースでやっていたんですけども、そういうニュースが飛び込んでくるたびにちょっと不安になるわけですけども、シロクラベラ、スジアラの体長制限というのはやはり資源を増やすためにはまだまだ続ける必要があると思います。ただ、漁法の影響というのは、特に刺網の影響というのは少なからず大きいんじゃないかなという、感覚ではあるんですけども、すごく思っています。ですので、網の目合いの制限とか、それから、漁法そのものの許可の在り方も含めて、事務局のほうには今後の課題として協議してほしいなと思っております。

以上です。

○**上原議長** 藤田委員、どうぞ。

○**藤田委員** こういうデータは多分ないと思うんですけども、スジアラは肉食魚なのでいいと思うんですけども、シロクラベラ、藻場がすごく重要だと思うんですけども、最近、アオウミガメとかで藻場がかなりダメージを受けていると思うんですけども、そういう影響はありそうなので、そういうのを考えると余計ちょっと、シロクラベラに関しては結構やっぱり厳しい制限みたいなものを保ったほうがいいのかないかと思いましたが、もしそういうデータがあれば、また教えてもらえればと思います。

以上です。

○**水技センター（太田）** 水産海洋技術センター、太田です。

ウミガメの食害で藻場が減っているということについて、地域によってはもうなくなってしまっているという話も聞いているので、大変心配しているところですが、まだ全体的な情報が入っていないので、注視していきたいと思います。

あとは、温暖化の影響とか藻場の減少とかも、資源には大きな影響を与える可能性がありますので、注視していきたいと思います。

○上原議長 ありがとうございます。

ほか、何か。

赤嶺委員、どうぞ。

○赤嶺委員 太田さん、ちょっと教えてほしいんですけども、最近ガンガゼが随分減っていますよね。あれは、マクブの主食なんですよ。このガンガゼが減った分とシロクラベラの水揚げが低下したのと、関連があるのかどうか、皆さんのほうで調べることができますか。

○水技センター（太田） 水産海洋技術センター、太田です。

今、直接的に調べているわけではないんですけども、ガンガゼの前にシラヒゲウニが全然なくなったというのが全県的に広がっています。環境的な何かそういう減少要因があるのかというのは、ほかの大学とかが一部調べているところもありますので、そういうところは注視していきたいと思います。

あと、マクブ自体は今、資源自体はそんなに減っていないと。比較的、今、状態がいいので、直接ガンガゼの減少がマクブの資源に影響を与えているということはないんじゃないかなとは思いますが、ただ、よく食べている餌なので、当然、影響というのはあり得ますので、注視して、どういった調査ができるか検討していきたいと思います。

○赤嶺委員 ありがとうございます。

○新立委員 会長、いいですか。

○上原議長 はい、新立委員、どうぞ。

○新立委員 すみません、意見じゃないんですけども、そのままこれを継続するんだったら、もう一度漁業者に聞き取り調査したらどうでしょうか。競りで漁業者とか、よく会うんですけども、もう今はマクブが大分多くなっているらしいんですよ。それで、そのままにしてはいけない、うちの生活がねというのがよく聞こえてきているんですね。だから、もう一度聞き取り調査も必要だと思うんですけども、それは可能でしょうか。

○事務局（秋田） 事務局よりお答えさせていただいてよろしいでしょうか。

委員会指示の更新に当たって、関係団体へ、もう一度アンケートのような形で周知と意見を伺うということについては、前向きに検討させていただこうと思います。

○新立委員 実は、潜りをやっている漁業者が、海の中へ行ったら、1センチ、2センチというのは区別ができないというんですね。それで、35センチ以下、20何センチぐらいは35センチと区別できるんですけども、捕ってきてから、要するに捨てることができないというんですね。それで、また、海の中でも測ることができないと。そういうこともよく言っているものですから、もう一度聞き取り調査していますよと言っても、自分たちは聞いていないというのとも言えるんですよ。そういう話を聞いたことないという漁業者がいるもんですから、少し組合側にダイバー、要するに潜り専門の人たちを周知をして、聞いたほうが良いと思うんですけども、よろしくお願いします。

○事務局（秋田） ご意見ありがとうございます。

○上原議長 ほか、ございませんか。

特に今の水技のほうからの報告に対してはあまりないので、次回の委員会で指示の方針について協議をしますが、おおむね継続という形にはなろうかなというふうに思いますし、あと、新立委員の意見にあるのは、やっぱり周知徹底というところというのをしっかりやるべきかなというふうに思いました。

特に委員の皆さんからご質問等なければ、協議事項としては終わらせていただきますが、よろしいですか。

（「はい」という声、多数）

〔協議事項2 浮魚礁の敷設及びこれを利用して行う水産動植物の採捕に関する委員会指示の更新について〕

○上原議長 次の協議事項のほうでお願いします。

○事務局（秋田） よろしくお願いします。

協議事項2として、浮魚礁の敷設及びこれを利用して行う水産動植物の採捕に関する委員会指示の更新について。

議案書の45ページをお開きください。

沖縄海区漁業調整委員会指示5第3号については、令和6年3月31日をもって有効期間が終了することから、新たな委員会指示を発動する必要があります。

更新に当たって、事務局から令和6年1月12日現在の浮魚礁敷設状況

やこれまでの委員会指示関係の調整経緯について説明した上で、敷設枠の融通に関する規程の追加について協議願います。

また、協議の上は、次回委員会において事務局から新指示案を提案させていただく予定です。あわせて、次年度の承認予定数を検討するためのアンケートの実施案についても協議願います。

少し戻るんですが、議案書の4ページをお開きいただけますでしょうか。

こちらに、現在敷設されている浮魚礁の各敷設者別の承認数、それから、設置数、それから、流失枠というところで現在流失中の数などが整理されております。ここの流失枠と書かれたところをご注目ください。第1ブロックのほうから見ていくと、国頭漁協さんのほうで1基、これは令和2年から敷設されていません。国頭村も1基が令和3年から、下のほうにいて、恩納村漁協が今年から流失したもの、読谷も1基、今年から流失となっております。

第2部ブロック、右側にいて、浦添・宜野湾漁協さん2基が令和5年から流失しております。那覇市沿岸・那覇地区、鯖漁協の合同で入れたもの3基については令和5年から、久米島漁協の2基は令和4年、令和3年から、座間味村漁協は令和5年から2基が、糸満漁協の2基については令和2年と令和5年から流失となっております。

それから、下の段、左側にいて第3ブロック、港川漁協の流失中2基については令和5年から、知念漁協は令和5年からは3基と、1基は承認はもらっているんですが、ずっと敷設していない状況となっております。それから、与那原・西原漁協の1基については令和3年から、沖縄市漁協の1基も、ごめんなさい、こちらはちょっと分からないんですが、流失中となっております。

それから、第4ブロック、右側にいて、伊良部漁協が3基あるんですが、平成31年から、多良間村が2基ありまして、こちらも平成31年から流失しており、流失届も出されておられません。それから、八重山漁協の1基は令和5年から流失しております。

このように、敷設枠全体で市町村とか漁協のものは150基あるんですが、流失中のものが、今年流れてしまったものについては仕方がないんですけれども、枠をもらっておきながら、なかなか敷設できておらず、新規で枠を要望する声がある一方で、活用できていない現状というのがあります。

協議事項のほうの46ページにお戻りください。

46ページが、浮魚礁に関する委員会指示となっております。指示の内

容はおおむね同様のもので更新する予定となっておりますが、45～49 ページまでが委員会指示で、50 ページに資料2として、浮魚礁に関する委員会指示の経緯をいろいろ調べて整理いたしました。

委員会指示の導入以前、昭和57年頃に先島のほうで浮魚礁が導入されて、集魚効果が認められたというのが最初の経緯になっております。その後、委員会指示が初めて発動されたのが昭和60年で、今のこのブロック体制が構築されて、早くも昭和61年、承認を得て、敷設しないまま1年経過したもの、また、それから、流失判明から1年経過しても再敷設しないものについては承認を取り消すものとするというような指示の運用に関する見直しがありました。遊休化している承認については、各漁協から自発的に取消しの申請をするよう指導し、これに基づいて取消しすることとするというような指導もしております。

それから、翌年、昭和62年には宮崎との協議、水産庁の仲介によって、敷設数を177基以内とするというような変化もありました。

それから、飛んで平成7年、こちらでも再び流失や遊休している漁協について、数の調整が困難となったため、実績報告がない場合と流失判明の日から1年を経過しても敷設がない場合については承認を取り消し、その基数は再配分して漁場の有効利用を図るとされました。

その後、平成8年に宮崎との話合いで敷設数は200基とされております。

続いて、運用の改正がいろいろありまして、平成21年、51ページのほう、黄色いマーカーしてありますが、海区委員会でその年度の浮魚礁の敷設承認予定数を決定することというのが定められました。これは、枠の考え方、今まで枠という用語をよく使ってきたんですけども、枠自体は県全体であるものであって、各団体が持っているものではない。現状の敷設している実績と、それから、流失した数について委員会の中で確認をして、翌年の承認予定数を決定するという方針はここから運用されています。しかし、その後もなかなか流失後、来年は入れますというような報告が繰り返されて、なかなか入れていないところというのが続いており、有効活用ができない状態が続いております。

現状の枠となった経緯なんですけれども、平成29年頃から宮崎との協議がありまして、令和2年の改正から、沖縄県で敷設承認する数を、県敷設分が100基、漁協・市町村敷設分が150基を上限とするという運用に、最後、なっております。このように、過去、委員会指示が設定されてから度々枠の有効活用については検討されてきたものの、なかなか何年たったら、別の方に申請を譲るといったような取り決めがなかったこと

もありまして、有効活用できてない部分がありました。

それで、次のページ、52 ページをお開きください。

改正を協議する内容なんですが、委員会指示の第 10、承認の制限、条件等のところで、3 番、太字の下線が引いてある部分、敷設承認期限失効後 1 年間以上再承認申請がない場合、委員会は、協議の上、第 1 項の敷設限度数の範囲内で、他の敷設者の敷設を承認することができるというような部分を加筆してはどうかと考えております。

下に補足してあるんですが、これまで事務局から説明する際、それぞれの敷設団体に対して枠が割り当てられていますよというような言い方をしてきました。ですが、本来、敷設者ごとに枠が定められているわけではありません。平成 21 年度以降、当該年後に各団体が敷設できる浮魚礁の数は、各団体の浮魚礁利用管理実績、浮魚礁漁業の現状、次年度の敷設計画等を勘案して、海区漁業調整委員会が来年度 4 月に決定することとなっていますが、再敷設の予定ありの報告を繰り返し、長期間再敷設しない事案があり、敷設可能数を最大限有効活用できていない状況にあります。

ここまでの経緯と改正案でして、53 ページに、このような経緯があって、各団体宛てにアンケートを取る依頼文の案を載せております。

それから、54 ページにアンケートの案を掲載しており、各団体ごとに流失があるか、それから、再敷設の予定があるか、新規に敷設する要望があるか、それから、流失以降 1 年間再敷設承認申請がない浮魚礁については融通してよいか、融通するように改正してよいかということについて伺う内容となっております。

この改正内容とアンケートの実施についてご意見などいただけましたら、よろしく申し上げます。

○上原議長 ありがとうございます。

では、事務局から説明がありました。本件について各委員の皆さんのご意見をいただければと思います。どなたかご意見ございませんか。

○山内委員 はい。

○上原議長 山内委員、どうぞ。

○山内委員 他の敷設者に承認を融通するとあるんですが、他のということの考え方は、ブロックをまたいでもできるという話ですか。例えば、我々第 2 ブロックですけれども、第 2 ブロックだけの他の漁協とか、そういう考え方なんでしょうか。

○事務局（秋田） そのあたりもまだちょっと具体的な融通の案については検討が不十分ですので、現状、ブロックをまたいで融通してほし

いという要望もあつたり、検討しなきゃいけない課題として認識はしております。その具体的な協議の手順だったり、ブロック協議会、これから実施されるんですけれども、その中でも議論を詰めていければと考えております。

○山内委員 やっぱり他のブロックで融通し合うと、少し問題が起きないかなと感じているんですが、そこら辺も協議の中で取り上げていただきたいなど。

○事務局（秋田） そうですね。

○上原議長 はい、池田委員どうぞ。

○池田委員 この件については実例があつて、私ども第3ブロック内の沖縄市漁協の枠から南大東のほうに、何年前かな、3年ぐらい前に1基を譲渡したことがございます。ですから、ブロックをまたいでもそれは可能だと思います。問題ないと。

○事務局（秋田） はい、ありがとうございます。池田委員から補足いただきましたように、今、現状、枠というのがないと言って、また枠ということを書いて申し訳ないんですが、承認を受けていない団体で、承認希望する団体があつて、そうすると、同じブロック内からは融通ができない現状があつて、どうしてもほかのブロックから融通しなきゃいけない事情があつたりするものですから、やはりそのあたり具体的にどこから融通できるか、それから、ブロック同士の協議でどうなるかというところを具体的な議論として検討する必要があるというのは認識しております。

○上原議長 はい、ほか。

八前委員、どうぞ。

○八前委員 流した後1年間再承認の申請のない敷設者というふうに、1年間とか、流した後1年間というふうになると、入れていた側からすると、要は次入れるために、要は予算を取らないといけないという市町村だったり、その調整の中で、じゃ、1年後すぐ予算がつくのかというところはあると思うので、そこを1年間というふうにしてしまうと、かなり縛りが強くなるのかなという気はするんですけれども、一定期間、その一定期間をどれぐらいの期間にするのという話にもなると思うんですけれども、その1年間というこの書きぶりというんですかね、かなり強い言い方になるのかなと思うんですけれども、どうですか。

○事務局（秋田） はい、ご指摘のように、流した後、予算を取って敷設するとなると、例えば、実際にその海域に入れられるかというような調査のために予算をまず市町村で取って、調査した上で、本体を入れる

予算をまた取ってというので、どうしても時間が複数年かかってくるのは想像しております。ただ、要望を挙げなかったから、具体的な予算のめどが立たなかったから、それはもう却下というような厳しい運用ではなくて、具体的な行動に移す計画が全くないものについてはある程度年度を区切って回していかないと、言い続けるばかりで全く使われていない部分が現状多くありますから、そういった部分を何とかうまく回す上で、その年数についてはここで1年と例に書いてみたんですが、実績とか実態を踏まえて、そのあたりは平成21年から利用実績とか管理実績を考慮した上で承認数を定めるとありましたので、まずやる、やると言っただけで何年も入れていないものについては融通が可能なように変更したいという部分が第一です。

その上で、年数の区切りについては、おっしゃるように予算措置の問題もあって、1年ではなかなか厳しい部分もありますので、年数の区切りについても検討しながら、ただ、具体的な年限として何か定めたいというところが事務局の考えです。

○八前委員 はい、分かりました。文書の出し方というところの、あとは相手はどう感じるかというところの部分だと思いますので、このところは、要は1年じゃないと駄目だよみたいなことにならないように、枠を持っていて、いつか使うだろうというところに関してはいいとは思いますが、実績がないところに関しては。実績はあるけれども、お金がないというところもあると思うので、そここのところは相手方に、アンケートを取るにしても、相手にうまく伝わるように、補足もしながら取ってほしいなと思います。お願いします。

○上原議長 事務局。

○事務局（秋田） ありがとうございます。

ご指摘いただきましたように、年限を区切ることについては必要だと考えておりますが、そのやり方についてももう少し丁寧に検討しながら、アンケートを取らせていただきたいと思っております。ありがとうございます。

○上原議長 改正を協議する内容の中で、この本文の書き方で1年間以上を対象にじゃないということと、アンケートでは、1年間再承認という書きぶりが若干違うので、そこは統一したほうがいいかもしれません。

○事務局（秋田） はい。

○上原議長 ほか、ございますか。

取りあえずアンケートを取りながら、その結果を踏まえて改正に向けてはちょっと協議をさせていただきたいと思っておりますが、よろしいですか

ね。

特になければ、よろしいですか、協議。

じゃ、協議はこれで終わらせていただきます。

報告事項何かありますか。

○事務局（秋田） 大丈夫です。

○上原議長 特にないようですので、これで本日の委員会を終了したいと思います。附帯決議を読み上げて、取らせていただきます。

附帯決議。

本日の議決事項中、内容の変更を伴わない簡単な文言や字句の修正については事務局に一任するというので、附帯決議はよろしいでしょうか。

（「はい」という声、多数）

○上原議長 ありがとうございます。

附帯決議についても了承いたします。

以上、これで議案の審議は、進行は終わります。司会を事務局のほうに進行を、進めてお願いします。

○事務局（井上） 上原会長、ありがとうございました。

長い間審議していただきまして、大変ありがとうございます。

次回の海区は2月9日の金曜日、今回と同じ県庁6階第2特別会議室での開催を予定しております。2月の海区について、予定では通例第2金曜日ですので、2月9日となりますが、10日が旧正月に当たっております。大変お忙しいところで大変恐縮ですが、ご参加いただけますようよろしくお願いいたします。

また、今後も基本的には対面での会議開催を基本としていきたいと思いますが、体調が優れない場合や業務の多忙などの場合など、ご都合に合わせてウェブ形式も活用していただければと考えております。引き続き活発なご議論をよろしくお願いいたします。

今日はありがとうございました。

○上原議長 はい、皆さんお疲れさまでした。ありがとうございました。

（「ありがとうございました」という声、あり）

令和6年1月12日

議長

議事録署名人

議事録署名人